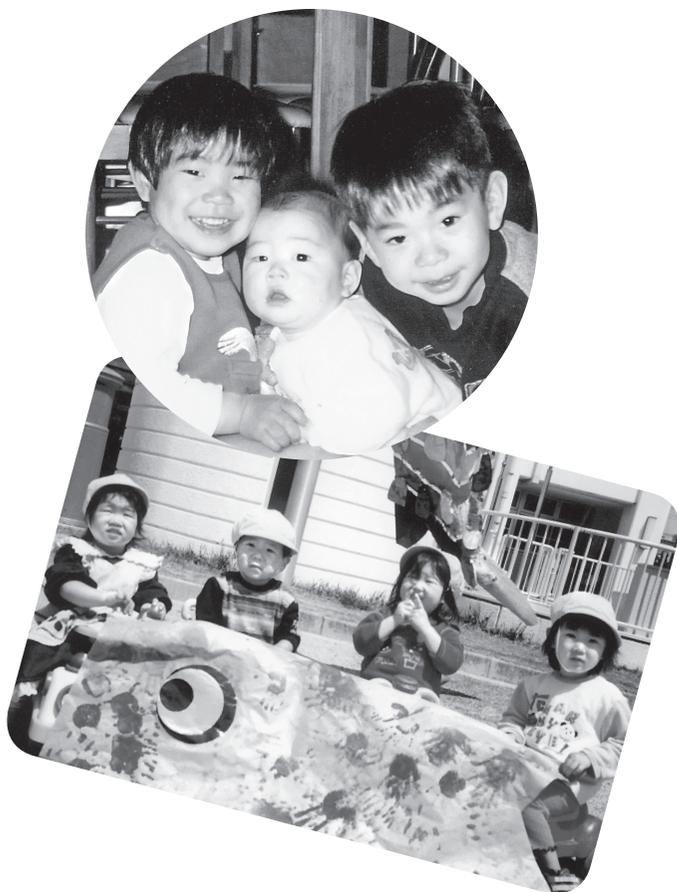


保育を学ぶ人のための
子どもの保健



堀 樹
美 保
編 著
宇 都 弘 美
梅 本 正 和
遠 藤 幸 子
高 岡 光 江
長 倉 里 加
山 川 紀 子
共 著
(五十音順)

建帛社
KENPAKUSHA



〔執筆分担〕

堀 浩樹	第4章1・2
梶 美保	第1章, 第3章1・2, 第4章5
宇都 弘美	第5章
梅本 正和	第6章1・2 (1)・3 (1)・4・5
遠藤 幸子	第2章
高岡 光江	第3章3・4
長倉 里加	第6章2 (2)・3 (2)
山川 紀子	第4章3・4

イラスト

梶 みちる

はじめに

わが国の保育士養成は、1948年以来70年の歴史があり、保育士養成課程はこれまで6回の大きな見直しが行われている。保育の基準である保育所保育指針の4度目の改定（2017年3月）を受け、新養成課程は2019年4月より適用される。

新保育士養成課程カリキュラムでは、保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針等の改定等を踏まえ、「より実践力のある保育士の養成に向けて」という副題のもと、具体的な6つの見直しの方向性を述べている。本書で扱う“子どもの保健”については、その中の“養護”の視点を踏まえた実践力の向上”が関連する。保健的観点に基づく保育の環境整備や、各種ガイドラインを踏まえ、心身の健康・安全管理の実施体制など実践的な力を習得させるため、教科目の整理・充実が図られた。従来の「子どもの保健Ⅱ」（演習1単位）は「子どもの健康と安全」（演習1単位）に改められた。

「子どもの保健Ⅰ」は、保育における保健的対応に関する基礎的事項を修得する教科目として教科内容が再編された。「子どもの心理発達・子どもの精神保健」は「保育の心理学」（講義2単位）に、「環境及び衛生管理並びに安全管理」は「子どもの健康と安全」（演習1単位）に移行し、従来の「子どもの保健Ⅰ」（講義4単位）から「子どもの保健」（講義2単位）へと縮小された。前回の見直しの主旨である「健康な児童を中心とした保育の場において」「保育者が実践するための」内容がより求められることにはなったが、単位の減少については非常に残念である。本書は、こうした流れを受けて、2014年3月初版の『保育保学ぶ人のための子どもの保健Ⅰ』を改訂・改題して企画・発刊した。

前回の養成課程の見直し時に「保育所における子どもに保育職が実践するための保健」と教授内容である小児保健の範囲が「保育の場における保健」に限定され、「小児保健」から「子どもの保健」へと名称が変更された。当初から本書はそのことを意識して構成してきたので、その点については大きな変更はない。本書刊行にあたっては、今回の改定で求められている「保育の場における対応」について、いくつかの箇所请加筆している。

新カリキュラムに対応した本書は、基本的には養成校のテキストとして編纂されている。しかし、子どもの成長・発達の理解に関しては、運動発達とは切り離せるものではない「心理発達」の項目は、割愛せず従来のままとした。「心理発達」については、他科目でも教授されているということを踏まえて進めていただくことを期待したい。

なお、統計データやガイドライン、法律については最新のものを取り上げ、国の施策や社会情勢の変化にできる限り対応できるようにしたが、毎年のように変わる「予防接種法」をはじめ、保育保健分野の動向には常に注意を払っていただきたい。巻末に、保育保健に関連するWebサイトの一覧を掲載してあるので参考にしてほしい。

本書が、将来保育者となって活躍することを夢見る学生諸君にとって、積極的な学習への動機づけの一助とならんことを念願してやまない。

最後に、本書を刊行するにあたり、ご執筆にご協力いただいた先生方ならびに建帛社の方々に心より御礼申し上げます。

2019年1月

編著者 堀 浩 樹
梶 美 保

第1章 子どもと保育保健

- 1 子どもの定義と保育保健のための法と理念…………… 1
 - (1) 子どもとは…………… 1
 - (2) 保育実践を支える関連法および理念…………… 2
- 2 保育保健の意義…………… 3
 - (1) 保育士が実践する「子どもの保健」…………… 3
 - (2) 「子どもの保健」の意義と目的…………… 6
 - (3) 「健康及び安全」の実施体制…………… 6
 - (4) 「子どもの保健」の学習内容…………… 7

第2章 子どもの健康と統計

- 1 子どもの健康…………… 9
 - (1) 健康の定義…………… 9
 - (2) 子どもの健康の考え方…………… 9
- 2 子どもにかかわる諸統計…………… 10
 - (1) 人口構成…………… 10
 - (2) 婚姻，離婚…………… 12
 - (3) 妊産婦死亡，死産，周産期死亡…………… 12
 - (4) 新生児・乳児の死亡…………… 13
 - (5) 小児期の死亡…………… 13
 - (6) 児童（子ども）虐待…………… 14
 - (7) 子どもの健やかな育ちと統計…………… 14

第3章 子どもの健康と地域における保健活動・虐待防止

- 1 現代社会における子どもの健康に関する現状…………… 17
- 2 子どもの健康課題…………… 18
 - (1) 子どもの身体についての課題…………… 18
 - (2) 子どもの心についての課題…………… 20
 - (3) 子どもの養育環境・社会環境の課題…………… 21

3	子どもを取り巻く地域における保健活動	23
	(1) 地域における保健活動	23
	(2) 母子保健対策	24
	(3) 学校保健	24
4	児童（子ども）虐待と対策	25
	(1) 児童虐待防止法と虐待の定義	25
	(2) 虐待の分類, リスク要因, 子どもへの影響	25
	(3) 虐待防止対策	27
	(4) 虐待を受けた子どもの自立支援の取り組み	28
	(5) 虐待防止に向けた保育所・幼稚園等および保育者の役割	28

第4章 子どもの成長・発達と保健

1	子どもの成長と発達	33
	(1) 子どもの発育	33
	(2) 発育の特徴	36
2	子どもの生理機能の発達	39
	(1) 子どもの生理機能	39
	(2) 生理機能の発達	40
3	子どもの身体発育	49
	(1) 新生児期の身体発育	49
	(2) 乳幼児期の身体発育	49
	(3) 身体発育の評価	52
4	子どもの運動・精神機能の発達	54
	(1) 運動・精神機能をつかさどる神経系	54
	(2) 運動機能の発達	56
	(3) 精神機能の発達	62
	(4) 子どもの発達とその評価	67
5	子どもの成長・発達と保育	72

第5章 子どもの心身の健康状態とその把握

1	日々の健康観察と心身の不調の早期発見	75
	(1) 健康な子どもとは	75
	(2) 心身の不調とその判断	76
2	成長・発達の把握と健康診断	80
	(1) 身体計測	80
	(2) 運動能力の測定	82

(3) 健康診断	82
3 保護者との情報共有	83
(1) 入園前・入園時	83
(2) 状態の把握と日々の情報共有	84
(3) 生活に配慮が必要な場合の保護者との情報共有	84
(4) 個人情報保護規程と個人情報保護	84

第6章 子どもの病気と予防

1 子どもの病気の考え方	85
2 感染症	87
(1) おもな感染症	87
(2) 園における対応	93
3 アレルギー疾患	95
(1) おもなアレルギー疾患	95
1) 気管支喘息	95
2) アトピー性皮膚炎	96
3) 食物アレルギー	97
(2) 園における対応	98
4 子どもに多いその他の病気	101
【免疫・アレルギー疾患】	
●川崎病（小児急性熱性皮膚粘膜リンパ節症候群，MCLS）	101
【先天異常・新生児疾患】	
●ダウン症候群	101
【消化器疾患】	
●肥厚性幽門狭窄症	101
●腸重積症	102
●ソケイヘルニア	102
●虫垂炎	102
【呼吸器疾患】	
●かぜ症候群	102
●クループ症候群	102
●細気管支炎	103
●中耳炎	103
【循環器疾患】	
●先天性心疾患	103
【血液・腫瘍性疾患】	
●貧血（鉄欠乏性貧血，栄養障害による貧血）	103

●白血病	104
【腎・尿路系疾患】	
●急性腎盂腎炎	104
●停留嚢丸（精巣）	104
●急性糸球体腎炎	104
【神経・筋疾患】	
●髄膜炎	104
●脳炎，脳症	105
●脳性まひ	105
●けいれん性疾患	105
●泣き入りひきつけ	106
【その他】	
●おむつかぶれ，乳児寄生菌性紅斑	106
●乳幼児突然死症候群（SIDS）	106
5 子どもの病気の予防－予防接種	106
(1) 予防接種の意義	106
(2) 予防接種の分類	107
(3) おもなワクチン	107
参考資料	115
さくいん	129

コラム

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| ●「見えにくい医療的ケア児」への支援
.....16 | ●低出生体重児と生活習慣病.....50 |
| ●健康診査と法律.....34 | ●SGAの使い方.....51 |
| ●日本人の成長促進現象.....37 | ●発達評価.....69 |
| ●マスキング.....40 | ●保育所における薬の取り扱い.....78 |
| ●RSウイルスと気管支喘息.....42 | ●保育園サーベイランス.....80 |
| ●ヘルペス属ウイルス.....46 | ●ワクチン接種の大切さ.....95 |
| ●児童虐待と歯科疾患.....48 | ●アドレナリン自己注射薬（エピペン®）
.....97 |
| ●イオン飲料とむし歯.....49 | ●同時接種.....108 |
| | ●風疹から胎児と妊婦を守る.....112 |

子どもと保育保健

1

子どもの定義と保育保健のための法と理念

(1) 子どもとは

子どもとは、自分が生んだ子や幼い者をさす総称である。表記は「子ども」や「子供」などさまざまであるが、教育や法律の領域、行政文書などでは「子供」という表記を避けて「子ども」という表記を用いることが多い。子どもを表現する用語は分野や領域によっても異なり、福祉関係では「児童」、医学関係では「小児」を用いる場合が多い。

本書では、医学領域の項では「小児」「乳幼児」を、福祉分野の項では「児童」を、それ以外では「子ども」を使用し、統一はしていない。

1) 年齢の数え方

予防接種や定期健診を受ける際には、年齢についての正しい理解が必要になる。「年齢計算ニ関スル法律」によれば、年齢は生まれたその日を第1日目として起算するとされ、翌年の誕生日にあたる日の前日満了時点で年齢が一つ加算されることになる。

2) 法律による区分

- ① 学校教育法 小学生を「児童」、中学生を「生徒」と区別している。
- ② 児童福祉法 満18歳に満たないものを「児童」といい、「児童」をさらに「乳児」（満1歳に満たない者）・「幼児」（満1歳から小学校入学までの者）・「少年」（小学校就学後から満18歳に達するまでの者）に区分している。
- ③ 少年法 満20歳に満たない者を「少年」と呼ぶ。
- ④ 刑法および民法 満20歳に満たない者を「未成年」と呼ぶ。民法では、男は満18歳、女は満16歳にならなければ婚姻をすることができないと規定している。

民法の改正により、2022年4月1日から、成人年齢が満20歳から満18歳に引き下げられる。また、婚姻できる年齢は、男満18歳・女満16歳から、男女ともに18歳となる。

民法を含め計23本の法律が改められるが、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げるかどうかは、法制審議会（法相の諮問機関）で議論が続いている。

⑤ **労働基準法** 満15歳に満たない児童を労働者として使用することを禁止し、満18歳に満たない者は「年少者」として労働条件に制限をつけている。

3) 発育段階による区分

受胎により妊娠が成立し、胎芽期、胎児期（胎生期）を経て出生する。小児期は発育段階により、新生児期、乳児期、幼児期、学童期に分類される。ほかに、月齢・年齢、成熟度による区分などがある。

(2) 保育実践を支える関連法および理念

子どもの健康を守り、成長・発達の維持・増進を図ることが、子どもの保健である。子どもの保健のための保育実践を支える関連法および理念から子どもについて考えてみる。

1) 児童福祉法

「児童福祉法」（1947年制定）は、児童福祉に関する制度・施策の基本となっている法律である。児童は、生活を保障され、愛護される存在であり、保護者、国および地方公共団体がその責任を負うと明記されている（表1-1）。

2) 児童憲章

「児童憲章」（1951年制定）は、国民が次代を担うべき児童の基本的人権を尊重し、その福祉と教育の権利が保障されることを誓ったものとして大きな意義をもっている。児童問題に関しての有識者による審議を経て制定されたものであり、社会的協約という性質をもつ。日本における児童観を表し、福祉、教育行政の基本的な考え方を示す（表1-2）。

表 1-1 児童福祉法（冒頭）

【第1章 総則】

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

表 1-2 児童憲章（前文）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

3) 児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」(1989年に国連総会で採択され、1994年5月に日本が批准)は、法律ではなく、国際条約である。前文と54の条文からなる。条文の大きな柱として、子どもたちは、健康に生まれ、環境の中で健やかに成長する“生きる権利”，あらゆる種類の差別や虐待，搾取から“守られる権利”，教育を受けることができ、また休息や遊びなど生活を豊かにする成長に欠かすことができない環境が整えられる“育つ権利”，自由に自分の意見や意思を伝えることのできる“参加する権利”が示されている。子どもは守られるべき存在として，子どもの意見表明権（第12条）を保障した点が本条約の大きな特徴のひとつである。その他，個の権利条約を広く国民に広報する義務についても述べられている。



児童の権利に関する条約
参考資料1
p.115, 116
参照

4) 母子保健法

「母子保健法」(1965年制定)は，母性ならびに乳幼児の健康の保持・増進を図り，保健指導・健康診査・医療などの措置について定めた法律である。第3条に乳幼児の健康の必要性が述べられている（表1-3）。

表1-3 母子保健法（抜粋）

【第1章 総則】

(乳幼児の健康の保持増進)

第3条 乳児及び幼児は，心身ともに健全な人として成長してゆくために，その健康が保持され，かつ，増進されなければならない。

2

保育保健の意義

(1) 保育士が実践する「子どもの保健」

保育士は，「保育士の名称を用いて，専門的知識及び技術をもつて，児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」(児童福祉法第18条の4)とされている。2003(平成15)年に国家資格化された保育士は，児童福祉施設という制限が外れ，社会の中で保育と保育指導の専門家として働く者として位置づけられている。保育士の団体である全国保育士会の倫理綱領では，子どもは，「豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ，自ら伸びていく無限の可能性」をもつ存在であるとし，保育士の使命は，子どもの育ち，保護者の子育てを支え，子どもと子育てにやさしい社会をつくることであると述べている（表1-4）。

「保育所保育指針」(2017年改定)では，保育には，生命の保持や情緒の安定を図る養護的側面と，子ども自身が経験を積み，身につけていくべき教育的側面があり，養護と教育

表 1-4 全国保育士会倫理綱領（前文）

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

表 1-5 保育所保育指針の中の「子どもの保健」関連箇所（抜粋）

【第1章 総則】

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

(2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

2 養護に関する基本的事項

(1) 養護の理念

保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

(2) 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

(ア) ねらい

- ①一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ②一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

イ 情緒の安定

(ア) ねらい

- ①一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ②一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。